

まちづくり協議会の町の考え方・設置目的

1. 町の基本的な考え方

- ・町は、旧町村単位の3地区に「まちづくり協議会」を設置し、1地区300万円の交付金を継続して交付する予定です。
- ・協議会は、交付金を有効に活用し、地域が一体となって地域の特色と個性を活かしたまちづくりを実践する組織です。
- ・町は、協議会の取り組みについては、形式的な枠にこだわらず協議会の自主性や主体性を尊重したいと考えています。
- ・協議会に事業や予算（交付金の使い途）の決定権と責任を持ってもらうことで、協議会の活性化や地域を担う人材が育成され、地域活動が活発化し、地域の課題解決と住みよい活力ある地域が実現できるものと思います。
- ・ただし、300万円を闇雲に使ってよいということではなく、協議会で事業や予算について、地域全体でよく話し合い地域住民が納得することが重要です。また、事業を実施して問題が生じた場合には、その都度解決し、次年度の取り組みに活かしていけばよいとの考え方です。

2. 協議会の設置目的

- ・地区住民が一体となって、地域の特色と個性を活かしたまちづくりを進めることで、コミュニティの充実・強化を図り、地域の課題解決と住みよい活力ある地域を実現することを目的として、合併前の旧町村単位の3地区に「まちづくり協議会」を設置しました。

< 協議会の名称 >

月夜野地区まちづくり協議会

新治地区まちづくり協議会

水上地区まちづくり協議会